

# 第4回 西川利用対策会議 資料

1. 遠賀川河口域における  
不法係留船対策実施のための対象隻数
2. 福岡県内の係留保管施設の現状
3. 遠賀川河口域における  
不法係留船対策の基本的考え方
4. 遠賀川河口域における  
段階的な重点的撤去区域設定(素案)
5. 今後のスケジュール・平成22年度～
6. 芦屋港の活用可能性について
7. 警告チラシについて

参考事例

平成22年 3月11日

遠賀川河川事務所

# 1. 不法係留船対策実施のための対象隻数

平成21年の実態調査結果から検討のための対象隻数  
下記のように設定する。 (隻)

		総数	検査済	その他			
				検査切れ	不明	沈船	廃船
国	西川(JR鉄橋まで)	634	499	77	26	0	32
	本川・汐入川	147	87	12	13	0	35
県	吉原川	4	1	0	1	0	2
	戸切川	7	5	2	0	0	0
	江川	53	26	7	14	0	6
総計		845隻 (100%)	618隻 (73%)	98隻 (12%)	54隻 (6%)	0隻 (0%)	75隻 (9%)

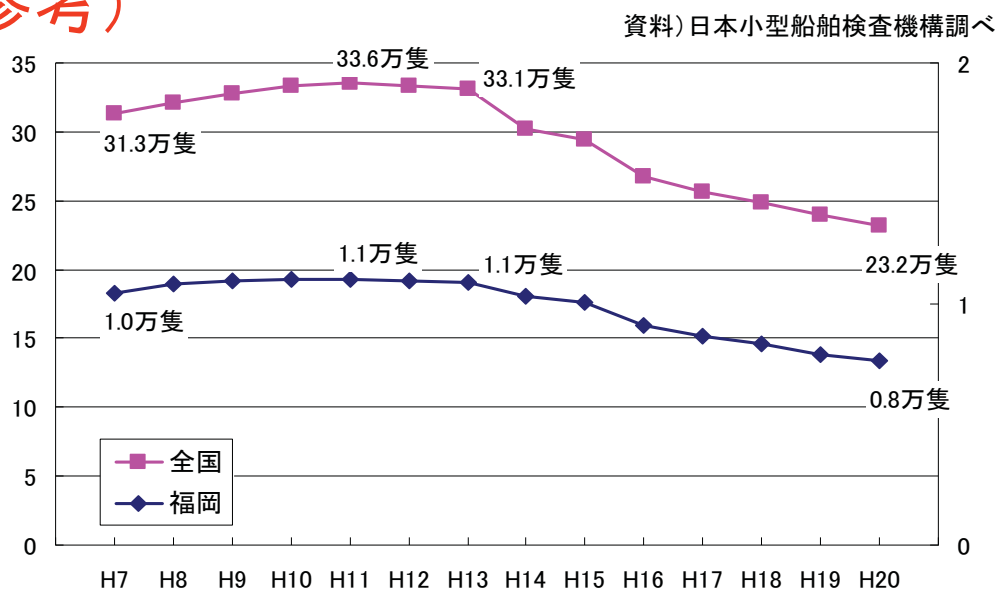
保管施設へ誘導する隻数(618隻)

適切な移動・処理を指導する隻数(152隻)

適切な処理を実施する隻数(75隻)

上記以外に河川沿いに35隻の船舶がある。そこで、今後この35隻が河川内に入り込まないようにする必要がある

## (参考)

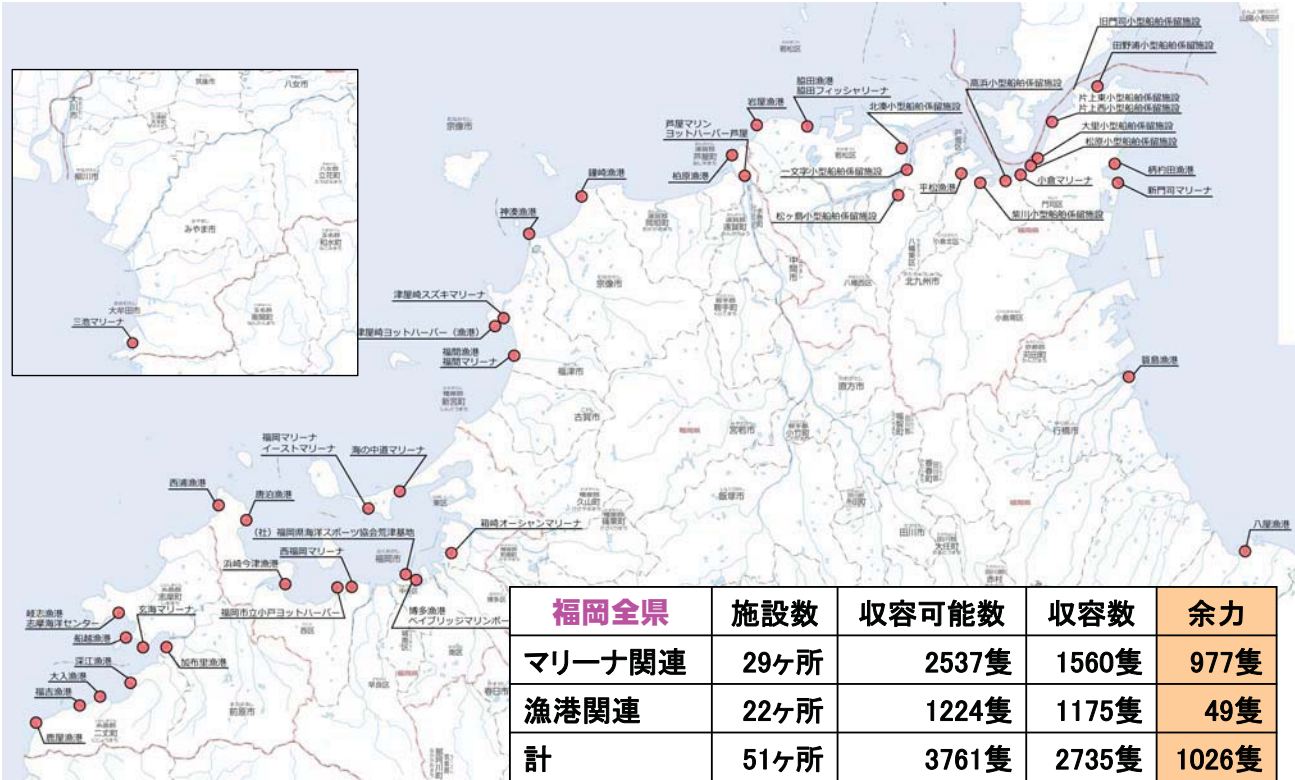


全国および福岡県でも小型船舶の登録数は減少している(年4~5%減少)

◆ 保管施設へ誘導する隻数にあてはめると、

平成21年 618隻 → 平成24年 約570隻 (618 × 0.96 × 0.96)

## 2. 福岡県内の係留保管施設の現状



上記マリーナ関連に脇田フィッシャリーナ(200隻)を含む

### 遠賀川河口域に係留されている船舶所有者の所在地分布

北九州市内→約50%  
 遠賀川河口周辺の町→約25%  
 (芦屋町、岡垣町、水巻町、遠賀町)

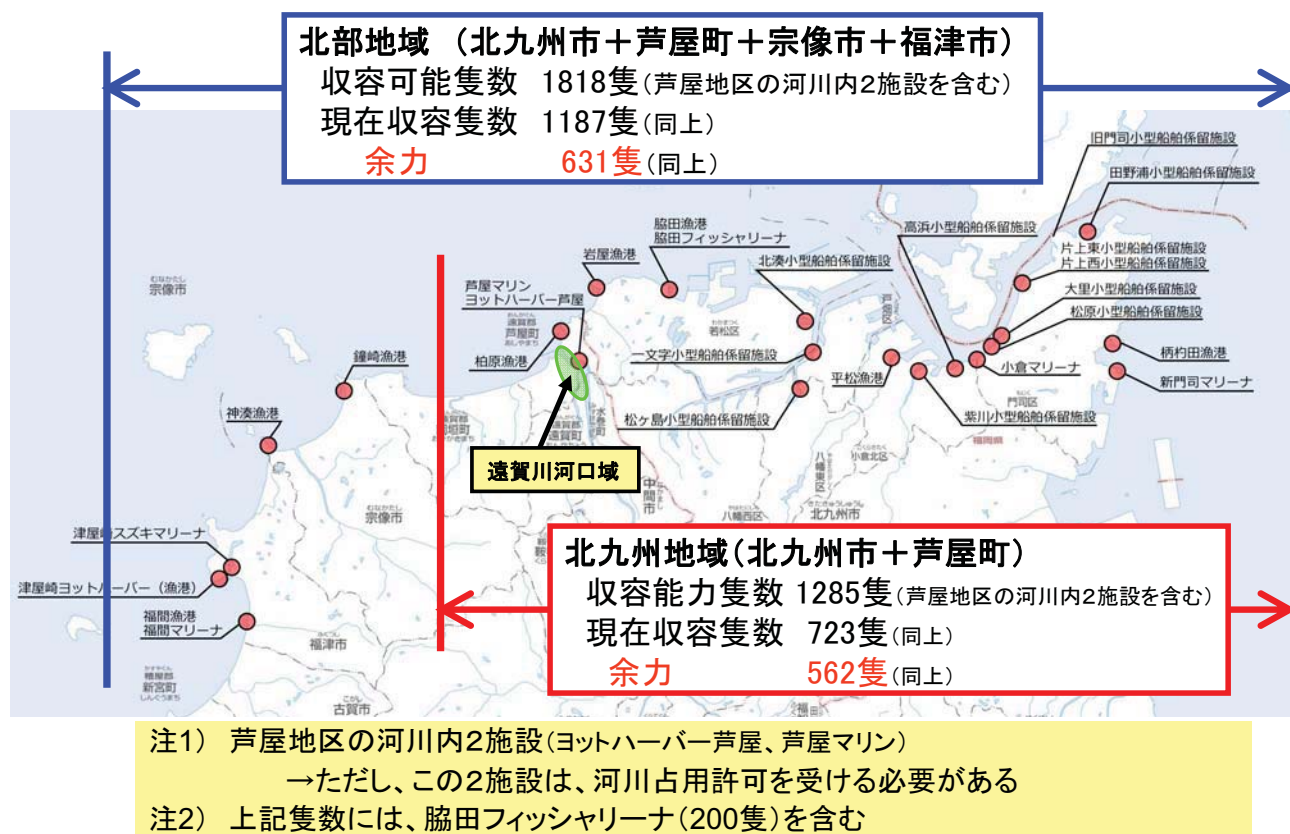
不法係留船の所有者の約75%が北九州市・遠賀川河口部に分布

保管場所として北九州市・遠賀川河口域周辺が妥当

地域	隻	割合
<b>北九州市全体</b>	<b>339</b>	<b>49.42%</b>
八幡西区	195	28.43%
若松区	58	8.45%
小倉南区	25	3.64%
八幡東区	22	3.21%
戸畑区	17	2.48%
小倉北区	16	2.33%
門司区	6	0.87%
<b>芦屋町</b>	<b>65</b>	<b>9.48%</b>
<b>岡垣町</b>	<b>42</b>	<b>6.12%</b>
<b>水巻町</b>	<b>38</b>	<b>5.54%</b>
<b>中間市</b>	<b>36</b>	<b>5.25%</b>
<b>遠賀町</b>	<b>26</b>	<b>3.79%</b>
<b>直方市</b>	<b>26</b>	<b>3.79%</b>
<b>宗像市</b>	<b>21</b>	<b>3.06%</b>
その他(25市町)	93	13.56%
合計	686	100.00%

※日本小型船舶検査機構の登録データから作成

# 遠賀川河口周辺における係留施設状況



## 3. 遠賀川河口域における 不法係留船対策の基本的考え方

- 1) **平成23年度**より段階的に重点的撤去区域を設定。
- 2) 誘導する不法係留船（618隻）の受け入れ施設は、**北部地区にある係留保管施設を活用する。**  
 （余力631隻・脇田フィッシャリーナ（200隻）を含む）
- 3) 重点的撤去区域は、**段階的に設定し**、西川高水敷・本川砂浜から開始し、西川等を設定したのち、本川等を重点的撤去区域とする。



## 5.今後のスケジュール（素案）

平成 22 年度	<ul style="list-style-type: none"><li>◇遠賀川河口域水面利用協議会（仮称）の開催 →地元自治体・河川管理者・警察・海上保安庁等の関係機関による協議会</li><li>◇不法係留船対策実施計画（仮称）の決定 →上記協議会によって実施計画を決定</li><li>◇不法係留船への指導・処分 →高水敷にある所有者不明等の船舶を廃棄物として処分 →西川・本川等に係留されている不法係留船への指導</li></ul>
----------------	--

平成 23 年度	<ul style="list-style-type: none"><li>◇不法係留船対策実施計画（仮称）の公表および周知</li><li>◇不法係留船への指導</li><li>◇計画に基づいた“第1期重点的撤去区域”の設定 →西川高水敷と遠賀川本川砂浜</li><li>◇第1期重点的撤去区域からの不法係留船の移動・撤去 →指導・簡易代執行・行政代執行等の実施</li></ul>
----------------	--



## 平成23年度に実施する主な指導・撤去(例)



西川高水敷にある船舶



西川高水敷にある電源ソケット



遠賀川本川砂浜にある船舶-1



遠賀川本川砂浜にある船舶-2

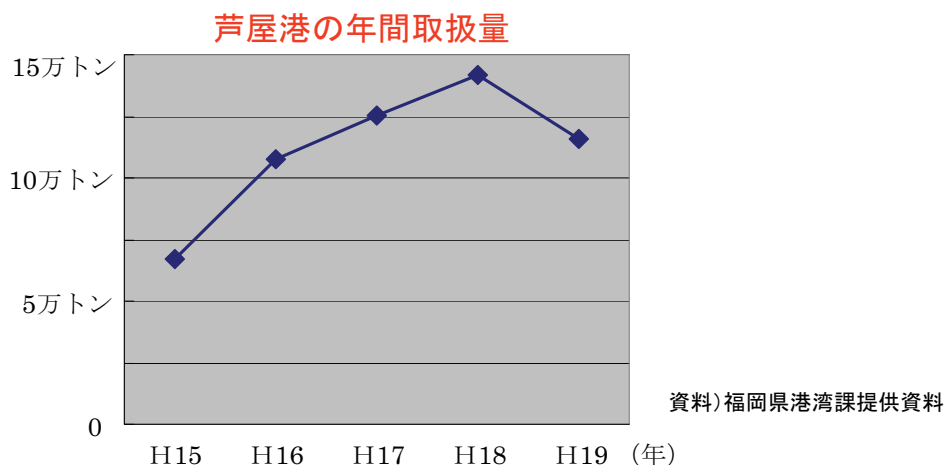
平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇不法係留船への指導および計画の周知</li> <li>◇計画に基づいた“<b>第2期重点的撤去区域</b>”の設定 →西川・上流から島津橋まで・吉原川・戸切川</li> <li>◇第2期重点的撤去区域からの不法係留船の移動・撤去 →指導・処分・簡易代執行・行政代執行等の実施</li> </ul>
平成24年度以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇不法係留船への指導および計画の周知</li> <li>◇計画に基づいた“<b>第3～5期重点的撤去区域</b>”の設定</li> <li>◇第3～5期重点的撤去区域からの不法係留船の移動・撤去 →指導・処分・簡易代執行・行政代執行等の実施</li> </ul>

## 6. 芦屋港の活用可能性について

※遠賀川河川事務所による検討結果

### ① 芦屋港は年間10～15万トンの取扱量がある。

→背後地にあるセメント工場等に砂・砂利を運ぶ物流拠点となっている。



### ② 芦屋港の泊地は大型船舶用である。

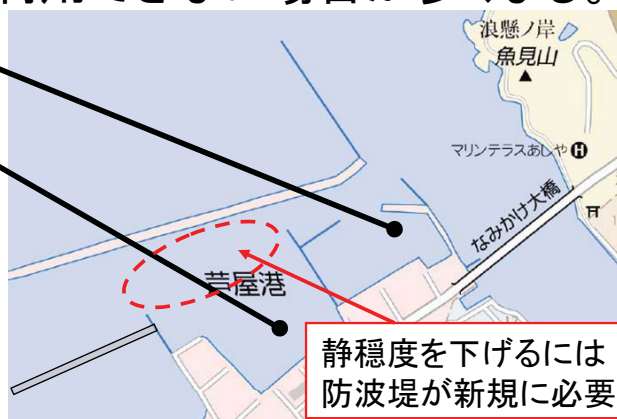
芦屋港の設計条件として、漁船船だまりは静穏度30cm以下としているが、泊地は静穏度50cm以下となっている。

そのため、泊地に小型船舶であるプレジャーボートを係留すると波が高く、安全に利用できない場合が多くなる。

漁船船だまり(静穏度30cmで設計)

泊地(静穏度50cmで設計)

静穏度30cmまで下げるには、港口を漁船船だまりと同じ広さ(約60m)まで狭める必要があり、新たに、100m程度の防波堤が必要  
ただし、今後大型船が航行ができなくなる。



静穏度を下げるには防波堤が新規に必要

静穏度＝港湾基準等では、小型船舶の泊地は船舶が安全に利用するための静穏度を波高30cm以下としている。(年間のうち20日～40日間程(台風時期など)は30cmを越える波があっても良い)そのため泊地では、この静穏度を保つために防波堤等の整備が必要となる。



### ③ 係留施設の設置・管理者の確保が難しい。

泊地全体をマリーナ化した場合、おおよそ400隻が収容できる。棧橋や防波堤などの初期投資を仮に5億円とすると、1隻あたり投資額125万円となり、10年で回収するには年間12.5万円以上の係留料となる。

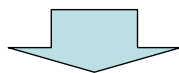
また、人件費・維持管理費・金利などが必要となり、周辺マリーナの係留料と大きな違いがない料金になると思われる。

なお、上記の資金回収は収容率100%と考えた場合であり、実際には、高水準の収容率を確保することが難しく経営的に安定するとは言い難い。

福岡県内の係留施設(マリーナ関連)	7.5m程度のプレジャーボートの場合
係留料	年間 20~50万円程度
平均的収容率 (現在の収容数/収容能力)	約60%(漁港・北九州市の小型船舶係留施設を除く)

## まとめ

- ・芦屋港は、現在物流拠点として機能しており、すぐに他港に物流機能に移転させることは難しい。
- ・プレジャーボートを受け入れるためには、防波堤などの新たな施設整備が必要となる。
- ・防波堤や棧橋などの施設を設置した場合、その投資額を回収することが容易ではない。



- ・明らかになった点を踏まえると、

→芦屋港を、平成23年度から実施する遠賀川水系不法係留船対策の受け入れ先として、施設整備することは難しいと判断できる。

## 7.警告チラシについて

昨年9月に続き、今月(3月)に下記の警告チラシを設置予定

### 【種類】

- ① 不法係留船への警告チラシ
- ② 西川高水敷に放置してある船舶(所有者不明)への警告チラシ(16隻)
- ③ 西川左岸高水敷にある不法工作物(電柱・電源)への警告チラシ

### 【設置日】

・平成22年3月17日(水)～19日(金)



チラシの設置方法(例)

## 不法係留船に対する警告チラシ内容

### 船舶を係留されている方へ

河川区域内(護岸等)に無断で工作物を設置し船舶を係留することは、河川法の規定に違反していますので移動・撤去をお願いします。

国土交通省 遠賀川河川事務所

(河川管理者)

国土交通省 九州地方整備局 遠賀川河川事務所 占用調整課

〒822-0013 福岡県直方市溝掘1丁目1-1

電話 0949-22-1830 (代)

ファクシミリ 0949-23-3487

メールアドレス [onga@qsr.mlit.go.jp](mailto:onga@qsr.mlit.go.jp)

平成22年3月

### 平成23年度から段階的に重点的撤去区域を設定する予定です。

現在、安全で快適に川を利用するため、国・自治体(芦屋町・遠賀町)・地域住民・漁協・船舶使用者等からなる、西川利用対策会議を設置し議論を進めております。

この議論を踏まえ、河川管理者である遠賀川河川事務所では、河川区域を平成23年度から段階的に“係留船重点的撤去区域”とし、積極的に船舶・工作物等の移動指示・撤去を実施していく予定です。

なお、河川に係留されている方々のご意見を募集いたします。ご面倒ですが文章(手紙・ファクシミリ・メール)にて“占用調整課宛”にお知らせください。(書式は自由です)

(西川利用対策会議 事務局)

国土交通省 九州地方整備局 遠賀川河川事務所 占用調整課

〒822-0013 福岡県直方市溝掘1丁目1-1

電話 0949-22-1830 (代)

ファクシミリ 0949-23-3487

メールアドレス [onga@qsr.mlit.go.jp](mailto:onga@qsr.mlit.go.jp)

平成22年3月

## 西川高水敷の16隻に 対する警告チラシ内容



対象となる船舶例

### 告

この船舶は、河川管理上支障となっていますので、所有者は直ちに河川区域外に撤去して下さい。

もし、撤去されずにこのまま放置されているときは、遠賀川河川事務所において必要な措置を講じます。

**告知文設置日 平成22年3月17日**

国土交通省 九州地方整備局  
遠賀川河川事務所 占用調整課

〒822-0013 福岡県直方市溝掘1丁目1-1  
電話 0949-22-1830 (代)  
ファクシミリ 0949-23-3487  
メールアドレス [onga@qsr.mlit.go.jp](mailto:onga@qsr.mlit.go.jp)

## 不法工作物に対する警告チラシ内容

**工作物（電源等）を設置  
されている方へ**

**河川区域内に無断で工作物を  
設置することは、河川法の規定に  
違反していますので撤去をお願い  
します。**

**国土交通省 遠賀川河川事務所**

(河川管理者)  
国土交通省 九州地方整備局 遠賀川河川事務所 占用調整課  
〒822-0013 福岡県直方市溝掘1丁目1-1  
電話 0949-22-1830 (代)  
ファクシミリ 0949-23-3487  
メールアドレス [onga@qsr.mlit.go.jp](mailto:onga@qsr.mlit.go.jp)

平成22年3月

**平成23年度から段階的に重点的  
撤去区域を設定する予定です。**

現在、安全で快適に川を利用するため、国・自治体（芦屋町・遠賀町）・地域住民・漁協・船舶使用者等からなる、西川利用対策会議を設置し議論を進めております。

この議論を踏まえ、河川管理者である遠賀川河川事務所では、河川区域を平成23年度から段階的に“係留船重点的撤去区域”とし、積極的に船舶・工作物等の**移動指示・撤去を実施**していく予定です。

なお、河川に係留されている方々のご意見を募集いたします。ご面倒ですが文章（手紙・ファクシミリ・メール）にて“占用調整課宛”にお知らせください。（書式は自由です）

(西川利用対策会議 事務局)  
国土交通省 九州地方整備局 遠賀川河川事務所 占用調整課  
〒822-0013 福岡県直方市溝掘1丁目1-1  
電話 0949-22-1830 (代)  
ファクシミリ 0949-23-3487  
メールアドレス [onga@qsr.mlit.go.jp](mailto:onga@qsr.mlit.go.jp)

平成22年3月

# 参考事例

## 1) 静岡県・狩野川<sup>かのがわ</sup>（国管理河川）

～新規係留施設を整備せずに既存係留施設を受け入れ施設としている事例～

## 2) 神奈川県・田越川<sup>たごがわ</sup>（神奈川県管理河川）

～新規係留施設で不足する分を既存係留施設の余力で補っている事例～



## 1) 静岡県・狩野川(かのがわ)

狩野川河口部には300隻(平成14年)を超える不法係留船が存在していたが、**東海地震の際には、5mにも及ぶ津波**が押し寄せ、不法係留船があることにより被害が助長される恐れがあると指摘されるなどの地域的な懸念を抱えていた。

そのため、自主的退去指導を強化するとともに、重点的撤去区域を指定し、**積極的に不法係留船対策**を取り組んだ。その結果、現在では**不法係留船は0隻**となっている。



- ・平成14年から**違法性の周知と自主的退去指導の強化**を実施
- ・平成15年に所有者不明船舶の簡易代執行(12隻)を実施
- ・平成19年までに100隻あまりが河川区域から退去したが、依然200隻あまりが是正指導に従わず係留を継続。
- ・平成19年11月に重点的撤去区域を指定し、行政代執行を含む指導強化 (**行政代執行前に自主撤去**)
- ・現在、港湾管理者が許可している26隻を除いて、不法係留船が撤去され**不法係留船は0隻**となっている。
- ・なお、狩野川では、周囲(市内や近隣)に保管施設が充分にあることから、**新たに係留施設を設置していない**。



平成18年当時の不法係留船状況



## 2) 神奈川県・田越川 (たごがわ)

平成11年に277隻もの不法係留船があったことから、河川に隣接した県有地を活用して保管施設(167隻)を民間に設置させ、不法係留船対策を実施した事例。

平成18年6月に重点的撤去区域を設定し、簡易代執行・行政代執行を実施し、現在では、不法係留船は一掃されている。



平成11年に277隻もの不法係留船があったことから、対策協議会を設置

平成14年に県有地を利用した保管施設を民間(公募)に整備させて対策を実施することとなった。

保管施設(167隻)は市街地内に設置するため十分な隻数を確保できないことから近隣の既存マリーナ等も活用。

保管施設が完成した平成18年から重点的撤去区域を設定し、撤去指導を徹底。

簡易代執行・行政代執行を実施し、現在では、不法係留船は一掃されている。

